

第 28 危険物の製造所及び一般取扱所に設ける休憩室等

1 定義

- (1) 休憩室等とは、法第 11 条第 1 項に規定する製造所等のうち、製造所及び一般取扱所に設けるもので、主としてそこに勤務する者が使用し、休憩所、事務所、食堂、湯沸室又は宿直室その他これらに類する用に供するものをいう。(以下同じ。)
- (2) 休憩室等における火気等(以下「火気」という。)とは休憩室等の用途により合目的なものであって、次のものをいう。
 - ア 火を使用する設備(条例第 3 条の 2 から第 3 条の 4、第 5 条、第 7 条から第 8 条の 2、第 9 条の 2 及び第 17 条の 2 に規定するものに限る。以下同じ。)
 - イ 火気使用器具(条例第 18 条、第 20 条及び第 21 条に規定するものに限る。以下同じ。)
 - ウ 事務用電気設備及び電気器具(照明、空調、OA 機器及び自動販売機等をいう。以下同じ。)その他これらに類するもの
 - エ 喫煙(ライター等の使用を含む。以下同じ。)

2 休憩室等の位置、構造、設備及び火気の使用の基準は次のとおりとする。ただし、危険物を取扱う場所以外(防火上有効な不燃材料で造った壁で危険物を取扱う部分と区画されている場所をいう。以下同じ。)に休憩室等を設ける場合には、(1) から (7) の基準は適用しない。

- (1) 危険物取扱設備等から水平距離で 7.6 メートル以内(危険物取扱設備等が専用区画室(塗装等のブースを含む。以下同じ。)で覆われている場合には、その専用区画室の出入口等の開口部から水平距離で 3 メートル以内)の部分については、火気を使用する休憩室等は設けることができないものとする。
- (2) 休憩室等は、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する壁、床、天井で区画されていること。
- (3) 休憩室等の区画の内・外装の仕上げは、不燃材料又は準不燃材料とすること。
また、休憩室等の床の表面の仕上げは、P タイル、エポキシ系樹脂塗装材その他酸素指数 26 以上の材質のものをを用いることができる。
- (4) 休憩室等の区画の出入口及び窓は、特定防火設備又は防火設備とすること。
また、出入口は常時閉鎖式とし、床高又は敷居高を 0.15 メートル以上とすること。ただし、常に可燃性蒸気又は可燃性粉塵が流入するおそれのない場合には、出入口の常時閉鎖並びに床高又は敷居高については、この限りではない。
- (5) 窓にブラインド等を設ける場合は、金属製のもの又は防災物品(法第 8 条の 3 でいう防災物品をいう。)とすること。
- (6) 休憩室等に設ける給排気のための開口部(換気口等)が製造所及び一般取扱所の屋内に面する場合には、引火防止網又は防火ダンパー等の防火措置を講じること。
- (7) 火気使用器具の排気ダクト等付属設備が休憩室等の区画室外に及ぶときには、(6) の例によること。
- (8) 休憩室等には、火気管理等のための火元責任者を指定すること。
- (9) OA 機器及び自動販売機等は、転倒防止の措置を講ずること。
- (10) 危険物を取扱う場所以外に、区画をしない休憩室等を設ける場合で、つuitate、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。

- (11) 危険物を取扱う場所以外に休憩室等を設ける場合でも、壁、床、天井で区画した休憩室とする場合には、(2) から (5) の基準によること。

3 前2の休憩室等で、引火点が40度を超える危険物を取扱う場所、引火点が40度以下の危険物であっても、その可燃性液体を取扱う状態により危険性を有しない場所、可燃性微粉が発生し、又は滞留するおそれのない場所に設ける場合の基準は2によるほか、次により設けることができる。

- (1) 2(1)の基準は、適用しない。
- (2) 危険物取扱設備等から水平距離で3メートルを超える部分（危険物取扱設備等が専用区画室で覆われている場合には、その専用区画室の出入口等開口部から水平距離で1.5メートルを超える部分）に休憩室等を設ける場合には、2(2)から(7)の基準は適用しない。ただし、当該部分に休憩室等を設ける場合でも、製造所及び一般取扱所の危険物を取扱う部分と壁、床、天井で区画した休憩室とする場合には、2(2)から(5)の基準によること。
- (3) 区画をしない休憩室等を設ける場合で、ついで、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。
- (4) 休憩室等の床に畳を使用する場合には、火災荷重を考慮し必要最小限の部分において用いることができる。

4 前2の休憩室等で、高引火点危険物（引火点100度以上の危険物を100度未満の温度で取扱うものをいう。）及び不燃性の危険物のみを取扱う場所に設ける場合の基準は、2によるほか、次によることができる。（い）

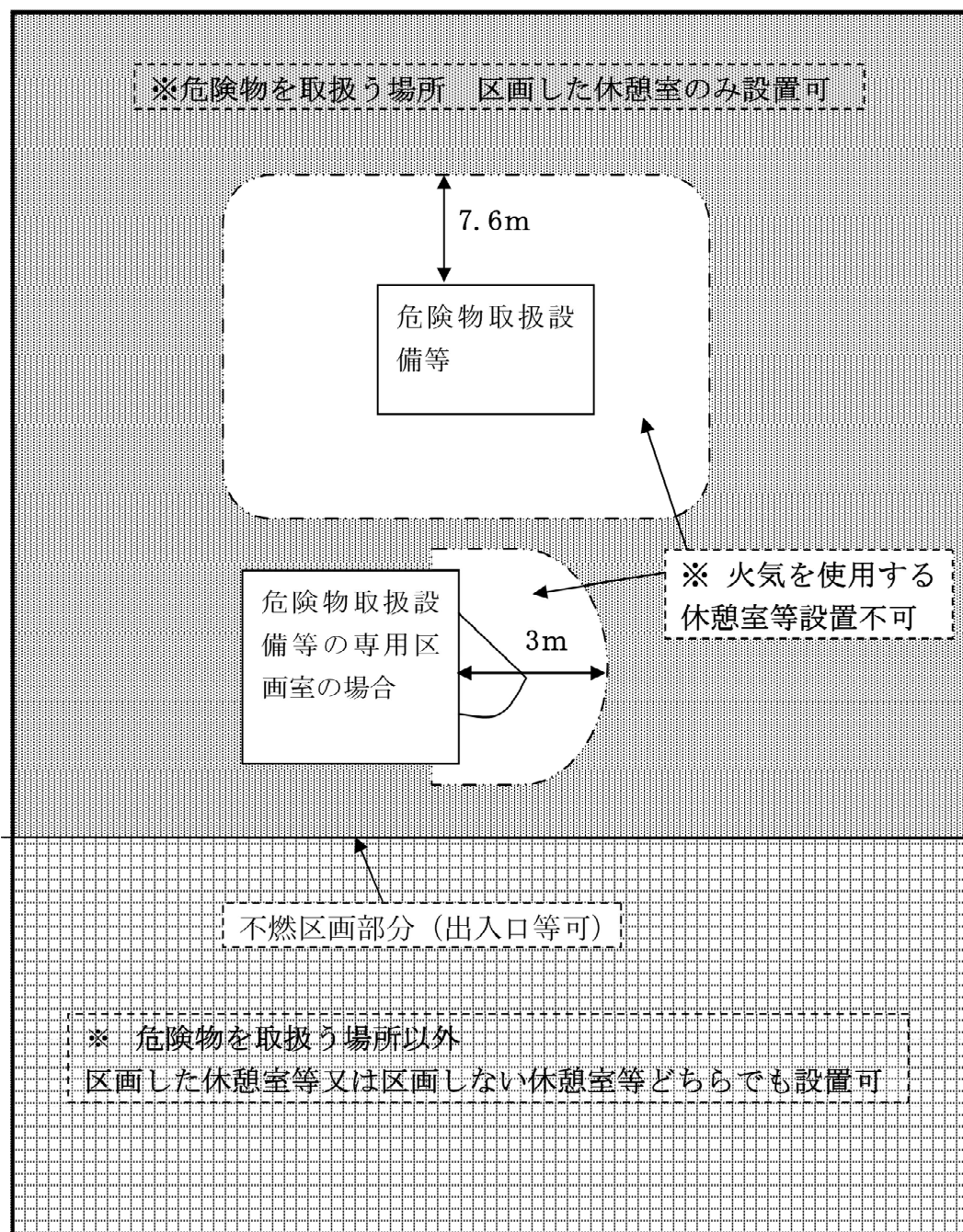
- (1) 2(1)から(7)の基準は、適用しない。
- (2) 区画をしない休憩室を設ける場合で、ついで、間仕切り壁等を設ける場合には、不燃材料又はこれと同等以上の不燃性能を有する材質のものを設けること。
- (3) 休憩室等の床に畳を使用する場合には、火災荷重を考慮し必要最小限の部分において用いることができる。

休憩室等を設ける場所の関係図

1 2により休憩室等を設ける場合

別 図 29-1

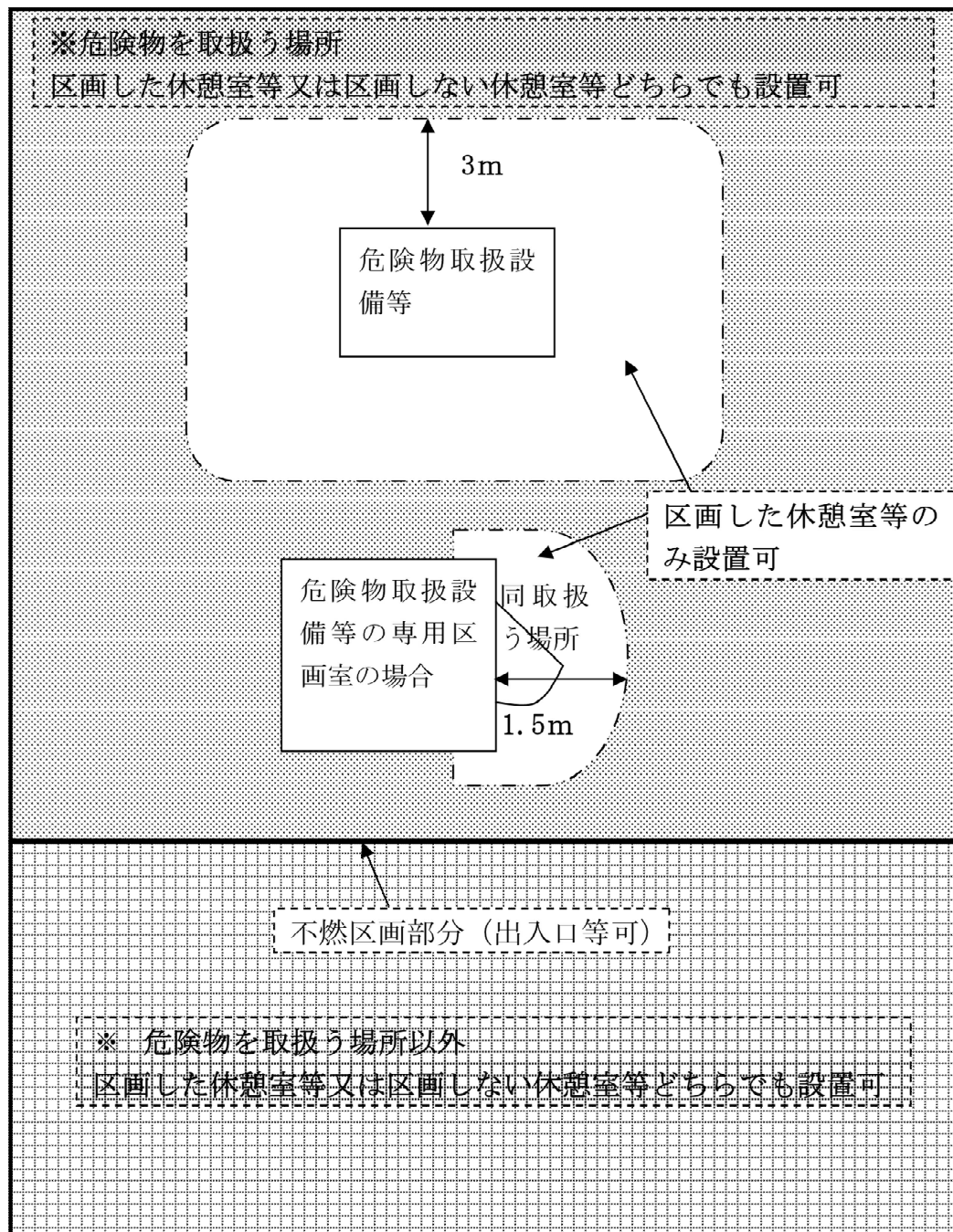
全体危険物施設（外線は外壁）



2 3により休憩室等を設ける場合

別 図 29-2

全体危険物施設（外線は外壁）



3 4により休憩室等を設ける場合

別 図 29-3

全体危険物施設（外線は外壁）

